

垂井町行財政改革大綱（第6次）

（令和5年度～令和7年度）



垂井町
令和5年3月

目 次

はじめに	2
1 これまでの行財政改革の取組	3
2 垂井町の現状と課題	4
(1) 人口減少	4
(2) 公共施設の維持管理	5
(3) 財政	6
3 行財政改革の基本目標	7
4 行財政改革の方向性	7
(1) 推進体制	7
(2) 推進期間	7
(3) 実施計画	7
5 行財政改革の基本方針・推進項目	8

はじめに

垂井町は、昭和60年に行政改革大綱を策定して以来、これまで5次にわたり行政改革を推進してきました。

この間、策定した大綱に基づき、組織機構の再編、事務事業の見直し（廃止）、民間事業者への業務委託、公共施設の統廃合や指定管理者制度の導入、また、行政評価の導入や各種補助金・職員手当の見直しなど、さまざまな改革に取り組んできたところです。

一方、少子高齢化の進行、価値観が多様化する住民ニーズへの対応、また、大規模災害発生への備えや公共施設の老朽化対策、さらには新型コロナウイルス感染症感染拡大や物価高騰などの影響に伴い景気の先行きが不透明な中で、本町においても、本格的な人口減少社会を迎えるにあたり、今後、より一層の行政改革の取組が求められます。

特に人口減少については、税収の減少など、自主財源を支える環境が非常に厳しくなることが予測され、これまでの行政サービスを続けられなくなることが懸念されます。このことから、これまでのサービスの仕組を住民と行政による協働により再構築していく必要があります。

こうした社会情勢の変化にも対応しながら、町の最上位計画であります『第6次総合計画』の「行財政運営」（財政運営）の中で記述します「持続可能な健全財政を維持できるよう、町の実態に即した事務事業の見直しや選択を確実に進めるとともに、行財政改革と持続可能性の視点に立った歳出削減と財源の確保を図ります。」を、本町の財政運営を行っていく戦略として位置付け、新たに策定しました「垂井町行財政改革大綱（第6次）」により、職員一丸となって持続可能な行財政運営の実現のため取り組んでまいります。

1 これまでの行財政改革の取組

本町は、平成16年に実施した「西濃1市7町と合併することについての意思を問う住民意向調査」の結果により、近隣市町との合併を選択しないで単独で自立した行政運営を進めていくこととしました。

以降、持続可能な行財政運営を行っていくため、さまざまな改革に取り組んできました。

○第4次行財政改革（平成18年度～20年度）

- ・業務の民間委託
（給食配送業務、火葬業務、駐車場管理業務、町民プール監視業務）
- ・専決金額及び長寿者褒賞事業の見直し
- ・福祉医療費助成事業（69歳老人）及び福祉カレンダー配布事業の廃止
- ・常勤特別職等の給料及び特殊勤務手当の見直し
- ・職員旅費の日当の廃止
- ・窓口時間の延長の実施
- ・組織機構の見直し
（「住民課・厚生課」→「健康福祉課・住民課」、「水道課・下水道課」→「上下水道課」）

○第5次行財政改革（平成26年度～28年度）

- ・コンビニ収納の実施
- ・すこやか号運行計画の見直し
- ・公共施設耐震化計画の策定
- ・地区まちづくりセンター化への移行
- ・各種補助金の見直し

○令和元年度の取組

- ・子育て推進課の創設
- ・職員駐車場使用料金の徴収

○令和2年度の取組

- ・ふれあい垂井ピアの中止
- ・子育てコンサルタント事業及び環境保全パトロール業務の廃止
- ・中小企業小口融資事業の廃止
- ・特色ある学校づくり補助金の廃止
- ・青少年健全育成地区民会議補助金の見直し（減額）

○令和3年度の取組

- ・中学生のカナダ・カルガリー市派遣交流事業の中止

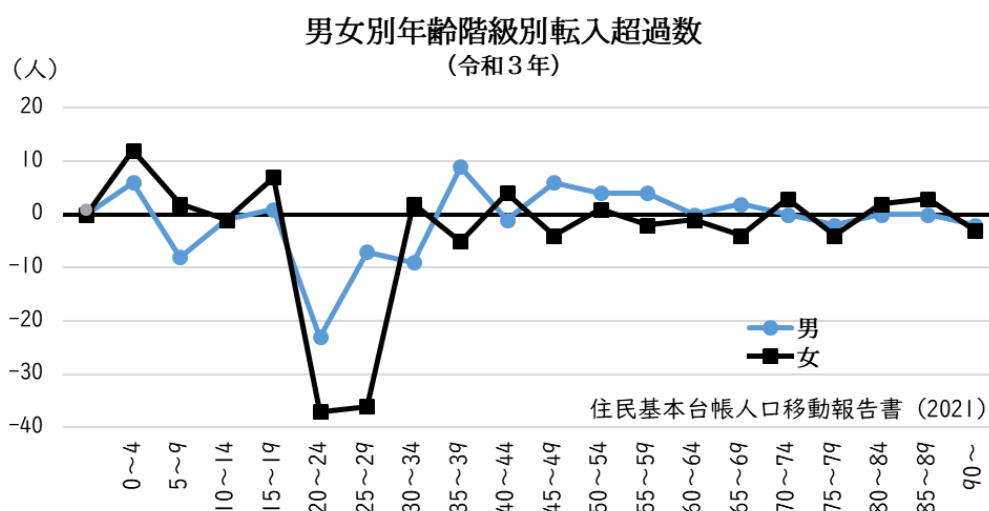
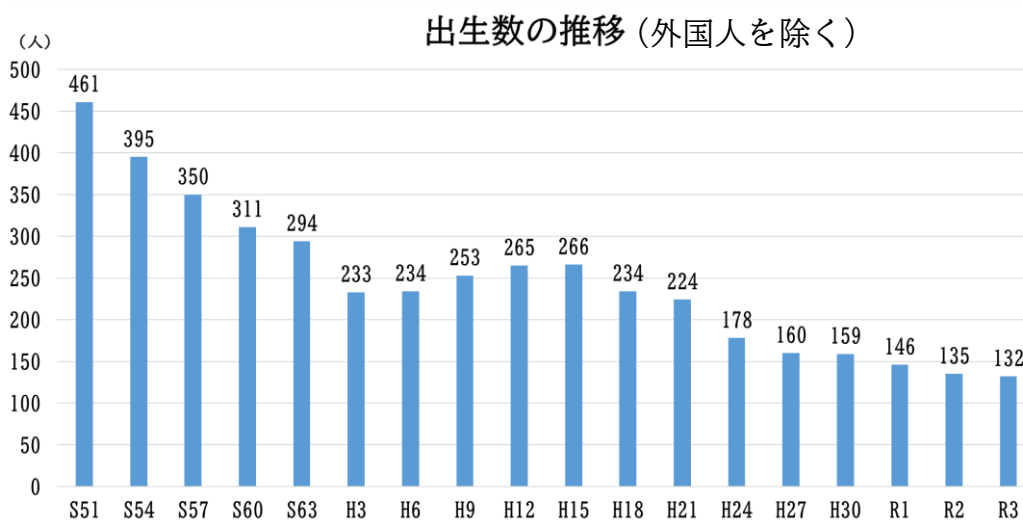
- ・女性防火クラブの見直し
- ・国保優良世帯表彰記念品の廃止
- ・行政改革審議会の設置
- ・朝倉運動公園町民プールの休止
- ・廃棄物減量等推進員の廃止
- ・「行政改革・デジタル推進室」（企画調整課）及び「都市計画推進室」（建設課）の創設

2 垂井町の現状と課題

(1) 人口減少

総人口は平成12年をピークに減少局面に入っており、今後も、この傾向が続くことが予測されます。特に出生数は令和に入り150人を下回る状態であり、今後のこども園及び小中学校の運営に大きな影響を及ぼすことが予測されます。

また、20歳から29歳にかけて、町外への転出者数が転入者数を大きく上回り、若年層世代の人口が減少傾向となっています。特に、女性の転出が男性よりも顕著となっており、これは、就職や結婚などを機に町外へ転出する傾向にあることが理由と考えられます。



(2) 公共施設の維持管理

町はこれまで経済成長・人口増加を背景に多様な公共施設を建設してきました。しかし、近年では人口減少による税収の減少が見込まれる中で、これまで建設してきた公共施設等の老朽化対策、更新費用を含めた維持管理費の増大が大きな課題となっています。

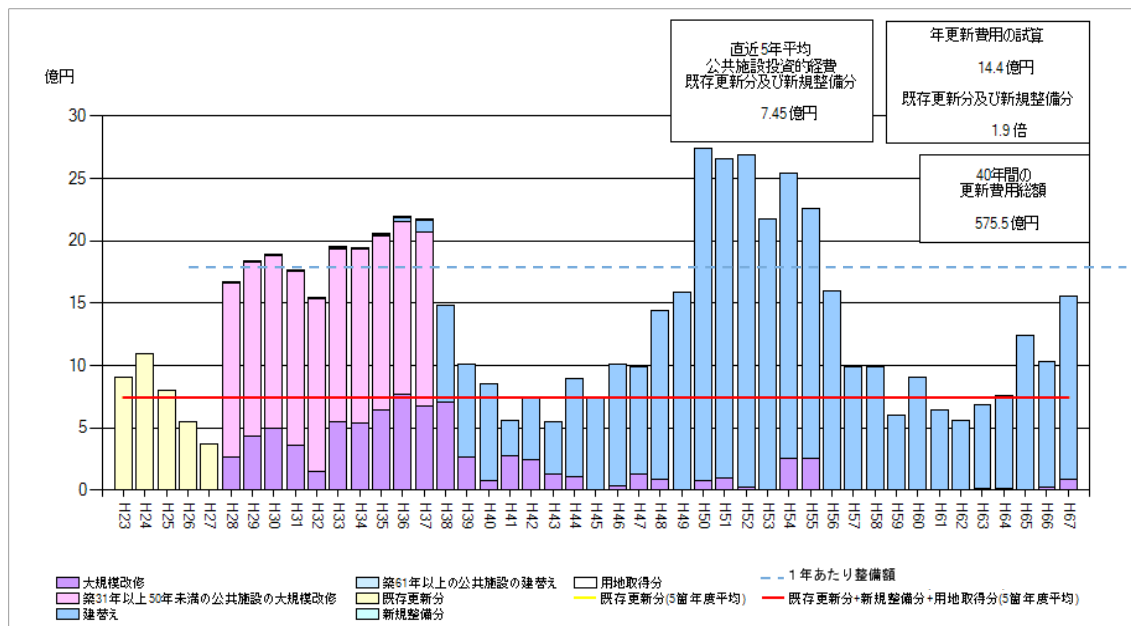
平成 29 年 3 月に策定した垂井町公共施設等総合管理計画では、平成 28 年から令和 37 年（平成 67 年）までの 40 年間、公共建築物をこのまますべて保有し続けた場合のコストを総額で 575.5 億円、年平均 14.4 億円と見込んでいます。

また、令和 3 年 3 月に策定した垂井町公共施設個別施設計画では、施設の整理や統廃合を行った場合でも、コストの総額が 266 億円、年平均 6.7 億円となることを見込まれています。

さらに、資産老朽化の進行率を示す有形固定資産減価償却率は、令和 2 年度で 68.2% となっており、これは同規模団体平均の 61.9% に比べて高い水準となっており、今後の維持管理に大きな費用が必要となります。

公共建築物更新費用試算

(公共施設等総合管理計画から引用)



有形固定資産減価償却率（令和 2 年度）

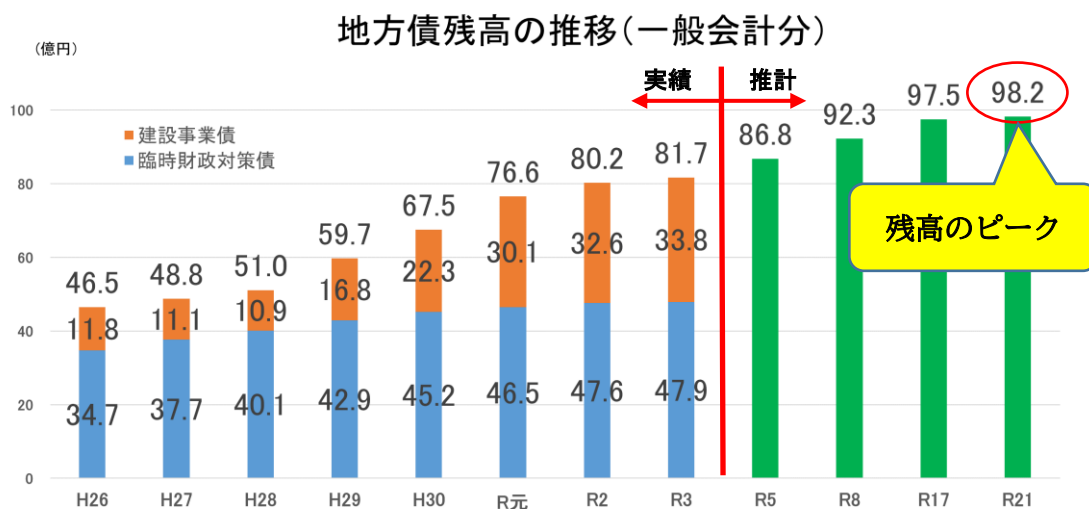
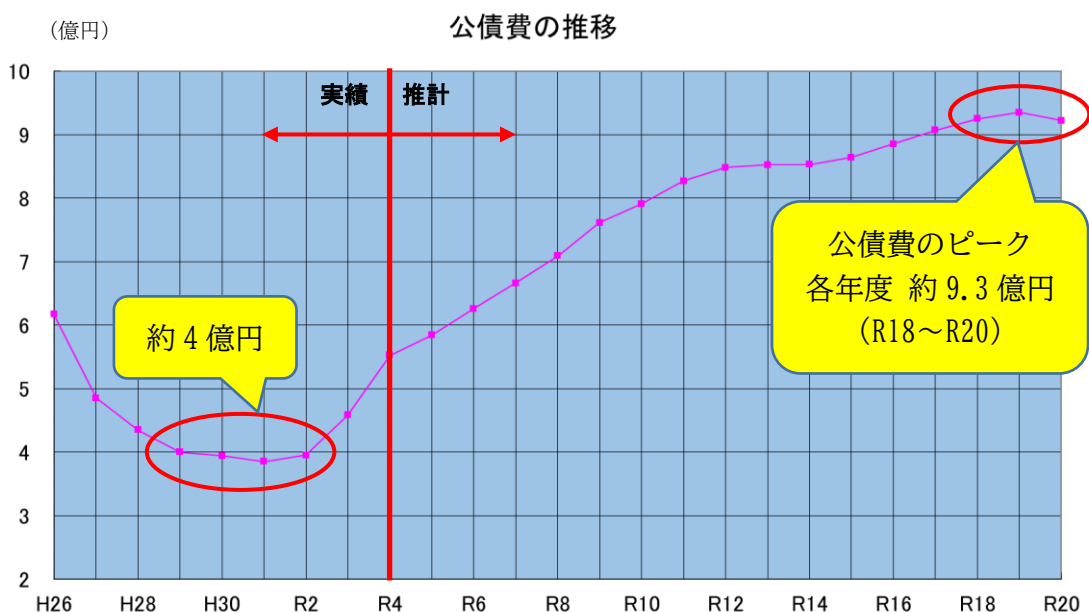
(単位：千円)

	垂井町	同規模団体平均
減価償却累計額	36,348,512	—
有形固定資産	53,311,947	—
有形固定資産減価償却率	68.2%	61.9%

(3) 財政

新庁舎の建設など、ここ数年の大型事業の実施に伴う多くの地方債の発行により、今後公債費の上昇が予測され、令和4年度以降、毎年度8億円の借入れを続けた場合、令和18年度から20年度には、年間約9.3億円の償還が必要になります。

また、地方債残高は、令和21年度にピークを迎え、98.2億円に達すると予測されます。今後、安定した財政を維持するためにも地方債残高の上昇幅が緩やかになるよう、的確な地方債の発行に努める必要があります。



3 行財政改革の基本目標

大きく変動する社会情勢への対応、また、多様化する住民ニーズに応える行政サービスを効率的かつ効果的に提供しながら、本町の安定した行政運営を継続していく必要があります。

そのため本町では、民間企業の経営手法と同様に、「スピード」、「顧客志向」、「目標志向」、「コスト意識」をもって、垂井町を経営していくという職員意識の改革を基本目標とし、全庁的に行財政改革の取組を推進していきます。

また、第6次総合計画に掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」については、国際社会全体で取り組む目標であることを踏まえ、本町の実行財政改革の推進と併せ、より一層の目標達成に向けての取組を推進していきます。



4 行財政改革の方向性

(1) 推進体制

行財政改革を着実に推進するため、町長を中心とする垂井町経営統合会議を推進主体として、定期的な進行管理を行い計画的に推進していきます。

なお、行政改革に関する重要事項については、垂井町行政改革審議会に諮問し、その答申結果を尊重します。

(2) 推進期間

令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

(3) 実施計画

本大綱に基づく行財政改革実施計画を作成し、年度毎に適正に進捗状況を管理していきます。さらに、進捗状況については、町議会や垂井町行政改革審議会に報告するとともに、町ホームページなどを通じて幅広く住民に公表し、理解と協力を得ながら実施していきます。

なお、社会経済情勢の変化などに柔軟に対応するため、実施計画の見直しを随時図ります。

5 行財政改革の基本方針・推進項目

住民や町職員からの行財政改革に係る提案などを基に、4つの基本方針を定め、それぞれ推進項目を設定して行財政改革に取り組みます。

基本方針1 新たな課題に対応する組織体制

推進項目

(1) 組織機構の見直し

社会情勢の変化による新たな行政課題や多様な住民ニーズに迅速に対応するため、所掌事務を検証し、組織機構の見直しを行います。また、人口減少や生活スタイルの多様化などにより困難化する消防団員の確保のため、消防団活動や消防団員の定数など消防団組織の見直しを図ります。

(2) 人材の確保と育成

職員の働き方改革や定年延長の導入に対処するため、適正な職員定数及び配置が図れるよう人材を確保します。また、職員が持つ基礎的かつ専門的な能力の向上や柔軟な発想で時代の変化に対応できる人材の育成に努めます。

基本方針2 効率的で効果的な行政運営

推進項目

(1) 事務事業の見直し

新たな行政課題や人口減少など社会情勢が大きく変化する中、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、事務事業の見直しを行います。また、現行の「補助金の見直し基準」を改定し、補助金・交付金の適正化に取り組みます。

(2) 公共施設のマネジメント

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため「垂井町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の更新・統廃合・長寿命化などにより、最適な配置を実現します。また、町が所有する財産の売却及び移譲に取り組みます。

(3) DXの推進による事務の効率化

ICTを活用した行政事務の電子化により、行政サービスの向上と事務の効率化を図ります。また、誰もが利用しやすい窓口サービスの提供に努めます。

(4) 民間活力の導入

民間事業者が持つ優れたノウハウ等により、事務事業の見直しや行政サービスの向上を図るとともに、事業の民間委託や官民連携、指定管理制度の活用など、積極的に民間活力を導入していきます。また、補助金交付団体の自主運営に

に向けた移行を図ります。

基本方針3 安定的で持続可能な財政運営

推進項目

(1) 将来を見据えた安定した財政運営

人口減少などにより大きな歳入増が見込めない中、今後の社会保障の充実や公共施設の維持管理など、町の財政負担の大きな課題に対応していくため、将来に備えた計画的な基金の積立てや一般財源に占める公債費の割合の抑制など、安定した財政運営に努めます。また、町税などの自主財源を確保するため、適正な債権管理に取り組みます。

(2) 受益者負担の適正化と財源の確保

受益者負担の適正化を図るため、現行の使用料や手数料などを見直します。また、国や県の補助金制度の活用、本町へのふるさと納税の促進に取り組むなど、新たな財源の確保に努めます。

基本方針4 協働によるまちづくりの推進

推進項目

(1) 住民との協働の推進

住民と行政が対等な立場で、互いの意見を交換ができる機会を創出し、協働のまちづくりによる行財政改革に取り組みます。また、町が行う事業や施策に関して、住民にとってわかりやすい情報の提供に努めます。

(2) 若者の町政への参画

将来、まちづくりの中心となる若者世代の町政への参画を促します。また、その人材の育成にも努めます。